ネットワーク型防犯カメラ設置・管理業務委託提案仕様書

第一章　総則

１．本市の防犯カメラの現状

本市では、現在、防犯や犯罪捜査に活用することを目的に、駅前広場や駅自由通路、公園、地下道、歩道橋等において、ポールや壁面、屋内天井等に防犯カメラを７３台設置している。録画映像は、防犯カメラ本体に格納されるＳＤカードに記録されており、ＳＤカードの記録の上限（１０日以上が設定されている）を超えると上書き保存される。インターネット接続はされておらず、防犯カメラ本体から１０ｍほどの距離で、ＰＣを用いて無線ＬＡＮにより、ダウンロードすることで映像を取得する仕様となっている。

２．本業務の目的・概要

今回は、上記７３台のうち、平成２８年度に設置した３０台中２０台を、ネットワーク型防犯カメラに付け替えて設置し、保守管理・点検を行う業務を委託するものである。

映像の記録は、防犯カメラ本体に格納されるＳＤカードやＳＳＤ等のハードディスク、又はクラウドサーバー、専用サーバーなど、さらにはそれらの併用が想定されるが、維持管理のしやすさ、維持管理費用、セキュリティ等の面から比較し選定する。

ネットワーク型というのは、市役所本庁舎総合安全対策室に設置するＰＣからインターネット回線を通じて、必要な録画映像を取得でき、死活監視や異常の確認をできるものをいう。ＰＣ側のインターネット回線は今回の業務委託とは別で用意するため不要であるが、防犯カメラから録画映像を取得するインターネット通信環境（無線又は有線）の整備と通信サービス等の提供を含むものとする。

なお、本業務委託には、7年間の保証、保守管理・点検業務費用を含むものとする。

3. 本業務の範囲

（1）設置場所　明石市役所総務局総合安全対策室及び明石市内20箇所別紙1「防犯カメラ設置一覧表」のとおり（必要に応じて、事前に現地確認を行うこと。）

（2）納品機器

内容	数量	備考
ネットワーク型防犯カメラ	２０台	ＰＣからインターネット回線を通じて映像記録を取得できること
記録媒体	必要数	ＳＤカード、ＳＳＤ、クラウドサーバー、専用サーバー、など
ＰＣ	１台	
表示プレート	４０枚	防犯カメラ１台につき２枚ずつ

（3）通信環境の整備と通信サービス等の提供

PC から防犯カメラの録画映像を取得することができるようインターネット通信環境の整備を行うとともに、防犯カメラの設置完了後、通信サービス等の提供を行うこと。

（4）保証、保守管理・点検

防犯カメラ及び付帯設備等、今回納入する全ての機器について、7年間の保証を行うともに、トラブ

ル対応などの保守管理・点検を行うこと。【第五章　2. 保証期間・内容等】

（5）本業務における主たる部分

本業務における主たる部分は、「ネットワーク型防犯カメラ20台の納品に関すること」とする。

4. 提出書類（第三章　本業務の提出書類に関する事項）

（1）着手届

契約締結後一週間以内に、「着手届」に関する書類を提出し、本市の承諾を得た後、着手すること。なお、変更が生じた場合は、市の担当者に報告し速やかに変更が生じた内容について再提出を行うこと。

（2）完了届

本業務の作業完了後、速やかに「完了届」及び完成図書を提出し、本市の承認を得ること。

（3）各種届出に関する留意事項

① 本業務に関する提出書類のサイズは全て A4 縦・A3（A4 綴じ）を標準とする。

② 本業務に関する提出書類については、全て 2 部の提出（1 部は委託者が確認を行った後、受託者の控えとして返却を行う）とし、完成図書については、あわせて電子データを CD-R にて 1 部提出すること。

③ 電子データの提出規格については、下記のとおりとする。

・文書　　WORD（.docx）
・表計算　EXCEL（.xlsx）
・イメージ　Acrobat（.pdf）
・画像データ（.jpg）

5. 一括委託の禁止

本業務の作業においては、一括して又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任又は請け負わせてはならない。

6. 再委託の禁止

本業務契約の履行の一部について、第三者に委託又は請け負わせようとするときは、予め本市の承認を得て、再委託（変更）承諾申請書を提出すること。

7. 作業の一時中止

本業務の仕様書内容に反して業務を続行した場合、及び、本市の担当者が事故防止上危険と判断した場合には、作業の一時中止を命ずることができる。

8. 損害賠償及び補償

本業務の作業において、万一注意義務を怠ったことにより他の設備に損傷を与えたときは、ただちに本市の担当者に報告し協議のうえ、すみやかに原形に復旧し、受託者がその復旧及び賠償の全責任を負うものとする。

9. 秘匿義務

本仕様書の内容のほか、本業務の契約に関する関係図書及び図面等による機器名称・機器設置場所・

固有番号・IPアドレス等の情報漏洩により本市に重大な損害を与えることのないよう、業務により得られた情報の秘匿義務を負うものとする。

10. 協議

本業務において、協議を必要とする場合には、予め本市との調整を行い、協議完了後速やかに議事録を提出し、協議した内容について確認を得ること。

11. 疑　義

本仕様書に明記されていない事項や疑義が生じた場合は本市の担当者と協議を行うものとする。また、業務の実施上当然必要な事項は市の担当者に従って、受託者の負担により施工すること。

12. 履行期間

機器の設置　　契約締結の翌日～令和5年2月28日(火)

通信サービス等の提供　　機器の設置当日～令和5年３月31日(金)

※ただし、令和4年度の契約金額に含まれる通信サービス等の利用料は、令和５年２月１日(水)～令和５年３月31日(金)の期間分とする。

第二章　本業務の機能要件

1. 防犯カメラ

(1)防犯カメラ

防犯カメラは街頭等に設置し、状況を把握するための映像を取得する機器で、屋外設置可能なズームレンズ、ハウジング一体型のドーム構造であること。市役所本庁舎総合安全対策室に設置するＰＣから防犯カメラの映像を取得できること。

※故障時に迅速な対応が必要であることから、防犯カメラは、製造拠点、修理拠点の両方を国内工場とする国内メーカーの製品に限る。

区分	品目	仕様等	
本体	カメラ部	有効画素数	カラー　200万画素以上
		最低被写体照度	0.05Lx以上（赤外線照射時0Lx） 昼夜に対応するデイナイト機能を有し、最低被写体照度が0.05Lux以下で、鮮明な映像が得られること。かつ、照度距離が30m以上有効である赤外線照射器を併設すること。
		白黒切替	カラーと白黒の自動切替機能を有すること。
		フリッカー防止機能	フリッカー（ちらつき）防止機能を有すること。
		アイリス機能	オートアイリス機能を有すること。
		逆光補正	逆光補正機能を有すること。
	レンズ部	画角	広角最大時、水平100°以上、垂直50°以上であること。また、画角を調整する機能を有すること。
	ハウジング部	形状	屋外に設置することを考慮した形状
		防塵防水性	IP66以上

		塗色	事前に承認を得ること。
	その他	プライバシー保護機能	マスキング機能で、撮影画像内の一定エリアのマスキングを防犯カメラ１台毎に任意に４箇所以上指定できること。
	設置機器	重量	重量 5.5kg 以下
	雷、停電、耐震対策		電源供給回路にあたっては、可能な限り避雷等により他の機器に影響を与えないよう保護対策を講じること。 停電からの復電時には、停電前の状態に自動的に復旧する機能を有すること。また、停電前までに記録された画像が停電の影響により消去されないこと。 耐震対策を行うこと。
その他	カメラ番号管理		カメラには発注者が指示した番号を付番するとともに、シール等で貼付すること。

(2)通信機器及び通信回線

・通信機器は防犯カメラに内蔵すること。
・通信回線は４ＧやＬＴＥなどの無線、光ケーブル等の有線によりインターネット回線に接続可能な方式にすること。
・通信回線を通じ市役所本庁舎総合安全対策室設置のＰＣで防犯カメラの録画データを取得できること。取得された録画データは任意のパスワードで保護できること。
・録画データの取得のため、通信回線は一か月あたり防犯カメラ１台につき３GB 以上、全体で６０GB 以上の回線を使用できること。この際、1 台ごとの上限は設けず、全体で使用できること。また、上限を超えた場合にも、追加の使用料の支払い等により、途切れることなく使用が可能とすること。
・通信速度及び録画データのダウンロードにかかる時間の目安について、提案書に記載すること。

(3)無線ＬＡＮによる映像伝送装置

本機能は必須条件ではないが、インターネット通信に不具合があった場合に補完するものとして、下記の内容のものを加点とする。

伝送機能	映像データをＰＣ（Windows 10､11 に対応）へ直接伝送できる機能を有すること。
形状・構造等	映像伝送装置はハウジング内に収納されていること。
映像伝送装置のパスワード設定	パスワード設定機能を有すること。
パソコンソフト	パソコンへの映像データの伝送やパソコンでの映像データの閲覧に必要な専用ソフトについて、本市が指示するパソコンにインストールすること。

(4)映像記録装置

映像記録装置は防犯カメラの映像情報を、デジタル信号にて蓄積する装置で静音設計とすること。録画映像の再生時（コピー後の映像を含む）に撮影日時が表示される機能を持つこと。GPS による標準時刻又はインターネット回線の NTP サーバーに同期して時刻を補正する機能を有すること。

区分	品目	仕様等	
本体	カメラ内蔵メモリー	容量	防犯カメラの映像を同時かつ標準解像度において、200 万画素以上の通常画質において毎秒 10 枚以上記録できること。また、この画質で防犯カメラの映像を順次上書き更新しながら、10 日間以上記録できる容量を有すること。
	記録方式	画像解像度	1920x1080 に対応すること。
		圧縮方式	H.265 に対応すること。
	その他		記録媒体は鍵等で保護する等、第三者が容易に取出しできない対策が講じられていること。

(5)クラウドサーバー

クラウドサーバーを利用する場合は、以下の要件を満たすこと。

・クラウドサーバーは、主要なデータ（カメラ映像、操作履歴、機器情報など）を管理するものは国内設置のものであること。

・セキュリティ対策に万全を期したうえで、提案書により詳細を記載すること。

２．表示板

防犯カメラ設置場所近辺に、１箇所につき２枚表示板を設置すること。

表示板の材質、形状、寸法及び表示内容については、設置場所の設備管理者等が指定する範囲内とし、発注者と協議すること。

３．ＰＣ

収集される映像情報のモニタリング、防犯カメラの制御及び映像が記録された媒体等に蓄積された映像情報を再生・検索する装置であり、外部記録媒体に記録できる機能を有すること。

第三者が容易に記録映像を再生・編集できない機能を有すること。

再生・検索する際の再生時間設定や検索条件等については、事前に発注者の承認を得ること。

品目	仕様	
本体	機能	市役所本庁舎に設置したＰＣから通信回線を使用し防犯カメラが記録した映像を取得できること。アプリケーションソフトウェアを利用して、誰でも簡易に、日時を指定して映像を取得することができること。
	制御	防犯カメラ装置の制御ができること。
	CPU	第 11 世代 intel Core ｉシリーズ以降　i5 又は i7 又は i9
	メモリ	8GB 以上
	ストレージ	SSD　1TB 以上
	OS	Windows10 professional 以上(原則 Windows11　professional)
	バッテリー	駆動時間　5 時間以上
	ドライブタイプ	内臓
	トライブ規格	DVD-R/RM
	インターフェイス	USB ポート 3 カ所以上

	無線 LAN	IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax
表　示部	サイズ	１５．６型以上
	解像度	1920×1080 以上
	保護フィルム	液晶画面に貼付
外　部記　録媒体	映像取り出し	防犯カメラ内臓メモリーに記録された映像（動画及び静止画）の任意の部分を USB メモリー等汎用的な媒体に記録できること。

４．アプリケーションソフトウェア

ＰＣには、防犯カメラを管理するため、下記の機能を有したソフトウェアをインストールすること。

・明石市内の地図上に防犯カメラの位置が表示され、拡大・縮小、スクロールが容易にできる。
・地図上に表示された防犯カメラの基本情報が確認できる。（防犯カメラが録画しているのと同様の画角での写真等）
・映像の取得が必要な場合には、簡易な操作により、必要な日時を選択し、録画データをダウンロードし、映像を確認することができる。
・地図上に表示された防犯カメラは、一覧表に切り替えて確認ができる。
・防犯カメラに異常があった場合は、どのカメラにどのような異常があったのか表示される。

５．その他

(1)既存防犯カメラ等の撤去・処分

既存の防犯カメラ及び周辺機器、配線等については、原則として本業務による付け替えにより撤去し、法令に則って適切に処分すること。ただし、本市より別に指示があるときは、それに従うこと。

(2) 電源工事・使用電源

電源の接続部については、既存の電源ボックス（防犯カメラ専用のもの以外）がある場合には、その部分から、それ以外の場合には、電力会社との責任分界点から、新規で付け替え工事を行うこと。

防犯カメラに使用する電源電圧は、ＡＣ100Ｖとし、電源の確保については、発注者と協議のうえ適切な工事を行うこと。また、防犯カメラに共有する電源は、照明灯等と併用する場合、分電点から独立した系統とし併設する機器に影響を与えないこと。

(3)修繕対応等

本仕様書における機器については、日本国内に修繕拠点を有し、国外に持ち出すことなく修繕できる製品を採用すること。また、システム瑕疵については、対処を行うこと。

(4)作動条件

屋外に設置する各機器は、以下の条件で作動すること。

ア　使用温度　－10℃～50℃
イ　湿度範囲　85%以下
ウ　風速　　50m/ｓ

(5)セキュリティ対策

・防犯カメラへのアクセス制限を設け、管理者用パスワードの設定及び映像データの暗号化等により、映像データを第三者が容易に再生・編集できないこと。また、管理者パスワードは初期値のまま使用せず、必ず変更を行うこと。

・データの検索・閲覧、機器の操作等のアクセスログを記録する機能を有すること。

・防犯カメラは特殊ネジによる固定等、防盗性能に優れたものであること。

・上記のセキュリティ対策が侵害された場合、最新のセキュリティ機能を導入する等適切な措置を行うこと。

第三章　本業務の提出書類に関する事項

1．着手届

受託者は、本業務に関する事前準備にあたり以下の事項について本市と協議の上、下記の必要書類を提出し、承諾を得ること。

(1) 業務計画書

① 受託者は、本業務を遂行する為に必要な業務計画書（業務概要、施工体制、緊急連絡表（夜間、休日含む)、作業工程表等）を提出すること。

② 作業工程表には、準備、作業箇所及び作業従事者、書類整理など、業務完了に至るまでの詳細を明確に記載すること。

③ 受託者は、本業務に道路使用を必要とする場合、十分な調整を行い、下記に示す関係機関への提出書類の写しを委託者に提出すること。

・道路占用許可証　　一式

・道路使用許可申請書　一式

(2) 配置予定業務責任者届

① 受託者は、本業務により届け出た作業従事者の中から、本業務の着手から完了までの期間において現場管理の総括に当たる配置予定業務責任者を選定し、書面によりその氏名を記載した配置予定業務責任者届を委託者に提出すること。

② 配置予定業務責任者は、この契約の履行に関し、従事者を総括するとともに、本仕様書の目的・内容等十分に理解して職務を遂行すること。

③ 配置予定業務責任者は、委託期間中の変更を原則行わないものとする。

(3) 作業従事者名簿

受託者は、本業務にあたる作業従事者を選任し、書面によりその氏名を記載した作業従事者名簿を提出すること。なお、作業従事者においては下記の規定により配置を行うこと。

① 受託者は、本業務の施工において十分な技術（資格）及び経験を有する現場代理人（配置予定業務責任者と兼務可）を選定し、所定の業務に従事すること。

② 受託者は、業務の公共的使命が重大であることを念頭に置き、適正な業務の進捗を図り、十分な数の作業従事者を配置すること。

③ 受託者は、善良な作業従事者を選び秩序正しい業務をなさしめ、かつ熟練を要する作業には相当の経験を有する者を選任すること。

④ 作業従事者のなかで業務の履行に著しく不適当と認められる者があるときは、本市より受託者に対してその理由を明示して、その変更を求めることができる。
⑤ 受託者は、前項の規定による変更要求を受けたときは適切な処置をとり、その結果を書面により報告すること。
⑥ 受託者は、従事者を変更するときは、予め書面により委託者に通知すること。
⑦ その他、本業務における従事者（警備員、再委託業者を含む）については、本業務に関連する資格証明の写しを委託者に提出すること。

(4) お知らせ文書
① 受託者は、本業務により、交通規制、騒音等付近住民に影響が出ると想定される場合は、元住民を対象としたお知らせ文書を作成すること。
②受託者は、本市と協議の上、業務の概要、期間、連絡先等を明確に記載すること。

2．完了届
受託者は、本業務に関する報告として作業終了後、委託期間内に完成図書を提出し、完了検査を受けること。なお、完成図書類の表紙書式は、下記のとおりとする。
(1) 完成図書の構成は、A-4 版　折り曲げ A-4 版装填目次付とする。
(2) 1 冊の幅が 60㎜ を限度とし、それを越える場合は適時分冊とする。
(3) 完成図書は、正・副の２部を委託者に提出すること。

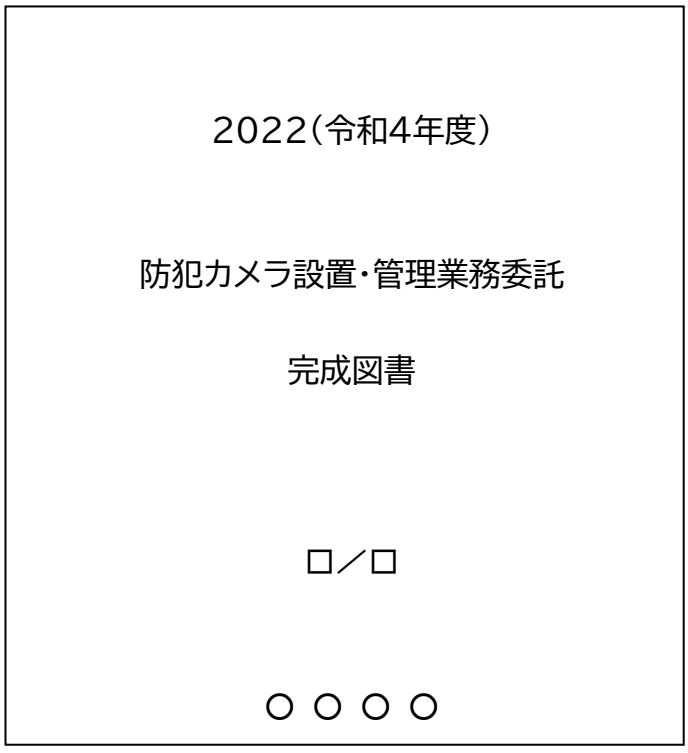

※1 「□/□」は、本分冊の番号/完成図書全冊数
※2 「○○○○」は、受託者　名称

(4) 完成図書には、下記の書類を添付した施工報告を提出すること。

① 業務計画書の写し
② 作業位置図
③ 作業実施工程表
④ 日報（業務日報・警備日報）
⑤ 作業記録写真
⑥ 施工図面
⑦ 納品機器に関する仕様書・説明書、保証書等
⑧ 施工通知の写し
※掘削を伴う工事が必要な場合、事前に、地下埋設物を調査し、上下水道、関電、NTT 等の関係者と協議し、施工を通知することととし、その写しを提出するもの
⑨ 防犯カメラの映像写真
⑩ 電気使用申込書などの電気料金契約書
⑪ 通信サービス等利用契約書
⑫ 保守体制に関する書類

(5) 記録写真には、下記に示す施工写真を添えて提出すること。なお、写真の撮影方法については、「工事写真の撮り方　建築設備編」を参考に納品する写真のファイル名及びファイル構成についても電子データにて納品すること。

① 事前調査（LTE 等の受信調査を含む）
② 作業状況
③ 安全対策（交通整理員配置等）

(6) 記録写真の撮影方法については、下記のとおりとする。

① 本業務に係る各作業箇所の状況を背景に入れて撮影すること。
② 電柱引込箇所の記録写真については、引込箇所と独立ポールの全体写真と機器収納ＢＯＸまでの引込状況が分かる写真を撮影すること。
③ 電柱引込箇所の記録写真については、別紙２の「共架設備現場写真（竣工届）」を参考に電柱ごとに引込前・引込後の写真（全景・対象箇所・電柱番号）を撮影し、引込ケーブルの位置を矢印などで明示すること。なお、撮影時には、他の共架線との離隔幅などが分かるようケーブルを重ねないように撮影すること。
④ 各作業箇所の作業前及び作業後の状況を詳細に撮影すること。
⑤ 写真には委託業務名、作業内容、場所、年月日その他必要事項を明記した黒板を入れて撮影すること。
⑥サービスサイズ判にて業務用写真綴り（A4 サイズ版）に整理すること。

第四章　本業務の設置に関する事項

１．一般事項

(1) 本業務を実施するにあたっては、関係法令を遵守するとともに、必要な資格については、契約に際して、その資格証明書の写しを提出すること。

(2)電気工事に関しては公共建築工事標準仕様書及び標準図（電気設備工事編）並びに内線規程ＪＥＡＣ８００１を遵守すること。

(3)本業務を実施するにあたっては、作業日時、作業時間、作業方法等を本市の担当者と十分協議すること。

(4) 防犯カメラの機器設置等に必要な官公署（関西電力・ＮＴＴ等を含む）への手続（協議を含む）は受注者の責任において遅滞なく行うこと。また諸手続きにようする費用及び必要書類の作成は受注者の負担とする。

(5) 本業務着手前に道路使用許可申請書等必要な手続きを行ないその許可を得ること。また実施においては、道路使用許可申請書条件等を厳守すること。

(6) 受託者は、当日の作業箇所を事前に本市の担当者に連絡し、作業完了時も報告すること。
又、苦情処理等の対応は平日、休日、祭日、夜間等すべての日及び時間で本作業現場に１時間以内に到着できる体制を整備すること。

(7) 受託者は、作業実施にあたり労働安全衛生諸法令等を遵守し、危険防止及び公害の防止に万全の処置を講ずること。

(8) 受託者は、作業現場付近に必ず工事看板等の保安施設を設置し、また必要に応じて交通整理員を配置し、一般車両及び歩行者等を安全に誘導し、万全の安全管理を行うこと。

(9) 受託者は作業にあたり地元住民等に迷惑のかからぬよう、極力騒音、振動等の防止に努めること。

(10) 本業務終了後は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し作業場所の清掃に努めること。

(11) 既存防犯カメラに係る機材、不要な既存表示板、設置柱の資材、撤去品、残土等については、受注者の負担において処分をすること。

２．安全管理

(1) 保安設備の設置及び現場管理

① 作業中の保安設備の配置等は安全施設標準図に準拠するとともに、現場環境に適応した十分な設備等を設置すること。【図①参照】

② 作業中の交通安全確保のため交通整理員を的確に配置し、歩行者等を安全に誘導すること。

③ 現場内の整理整頓、その他現場管理には細心の注意をはらうこと。

④ 調査・作業中は気象情報に十分注意を払い、豪雨や地震等の災害が発生した場合は、直ちに対処できるような対策を講じておくこと。

⑤ 事故防止を図るため安全管理については業務計画書に明示し、受託者の責任において実施すること。

(2) 作業従事者の安全管理

① 本業務に使用する器材は常に点検・整備し、完全な状態で使用すること。

② 万一事故が発生したときはすみやかに必要な措置をとり、緊急連絡体制に従い直ちに委託者の担当者及び関係官公署に報告すること。

③ 受託者は、本業務に従事者に対して、定期的に業務に関する安全教育を行い作業員の安全意識の向上を図ること。

④ 受託者は、作業中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくこと。

3．災害防止策

(1) 労働災害防止

① 現場の作業環境は常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して調査・作業に従事する者の安全を図ること。

② 資格を必要とする諸機械を取扱う場合は必ず有資格者が行うこと。

(2) 公衆災害防止

① 本業務の作業・調査において、常時現場周辺の居住者及び通行人等の安全並びに交通等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。

② 本業務の作業・調査区域内には本委託業務名及び作業名等を明示した標識を設けること【図②参照】

③ 本業務の作業・調査区域内には交通誘導員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導を安全に行うこと。

④ 本業務の作業・調査に伴う交通誘導及び保安対策は本仕様書等に定めるところによるほか、関係官公署の助言に従い適切に行うこと。

⑤ 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め協議結果を本市の担当者に報告すること。

【図①】　標識設置例

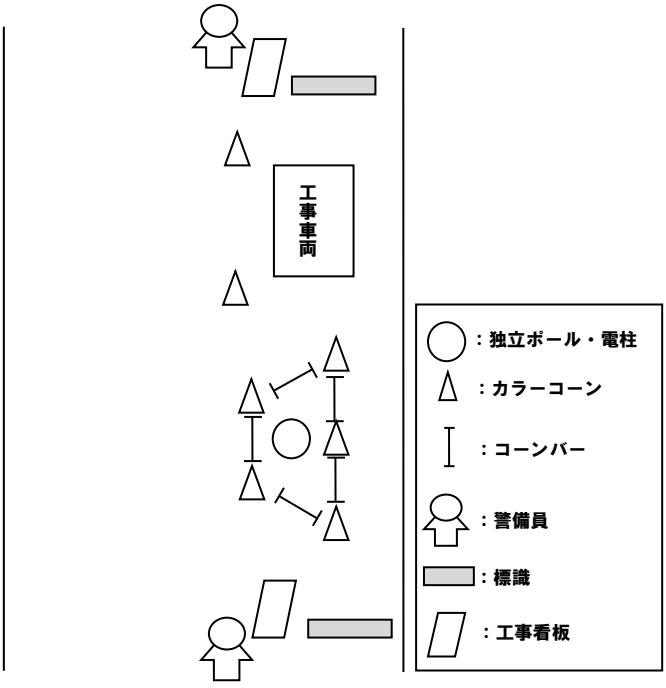

【図②】　標識記載内容例

作　業　中

道路カメラ設置作業を
行っています。
大変ご迷惑をおかけしますが
ご協力のほどお願い致します

期　間： 自　令和〇年〇月〇日
至　令和〇年〇月〇日

作業時間：〇〇時～〇〇時

委託名：防犯カメラ設置・管理業務委託

委託者：明石市総務局総合安全対策室

請負者：〇〇〇〇

※1 「〇〇〇〇」は、受託者　名称

４．　地元住民との協調

（1）本業務の実施前に本市の担当者と事前協議のうえ、付近地元住民等に対して、お知らせ文書を配布して理解と協力を得ること。

（2）受託者は本業務の作業・調査にあたり騒音規制法、振動規制法及び明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例等の公害防止関係法令に定める規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。

（3）受託者は作業に先立ち地元住民等と協議を必要とするとき、又は要望、交渉があったときは、遅滞なく書面をもって委託者の担当者に申し出てその助言を受けること。また、地元住民等に対して誠意をもって対応協議し、その結果をすみやかに本市の担当者に報告すること。

５．その他、設置に関する留意事項

（1）電柱引込については、電力会社と協議を行い、電力会社の設置基準に準拠するものを施工すること。なお、事前調査費用などの協議に伴う費用については、施工費に含むものとする。

（2）電柱引込による電気料金については、施工時に電力会社と明石市にて契約できるよう、契約事務の代行を実施すること。なお、契約名義等の諸手続きについては事前に本市と協議を行うこと。

（3）設置場所については、導入する機器の LTE 回線等において無線通信環境が十分整備されているか、事前調査を実施すること。

（4）カメラの設置については、本市の立会いのもと、画角調整やマスク処理など、現地にて協議を行い、実施すること。

（5）設置完了後、人物、カラー、文字、数字の映像品質について診断を行うとともに、画角調整及び試験を完了したうえで本市と録画設定確認を行うこと。

（6）防犯カメラ設置1か所につきは、カメラ本体付近に耐久性を考慮した表示板を 2 枚設置すること。なお、明示板の内容更正、素材等については、本市と事前に協議を行うともに、具体的な設置場所については、本市の立ち合いを含め、事前に協議して決定すること。

明示板（A）

明示板（B）

明示板(A)：縦　330mm×横　530mm
明示板(B)：縦　500mm×横　120mm

第五章　本業務の契約形態に関する事項

1. 契約形態

（1）　本契約においては、防犯カメラ及び通信設備などの機器について買い取り契約とし、設置する設

備の施工等に関する全ての費用を含むものとする。

（2）本契約においては、防犯カメラほか付帯設備の設置及び7年間の保証、保守管理・点検、ならびに令和5年３月31日までの通信等のサービス利用料を含めたものとする。なお、保証・保守管理・点検及び通信サービス利用の契約については、契約書を完成図書に添付すること。

2. 保証期間・内容等

（1） 保証期間・内容

受注者は２０台すべての防犯カメラの納入が完了した日から７年間の保証を行うものとし、製品が故障や破損による損害が発生した場合には、その期間内において製品を無償で修理または交換する。保証はSDカード等を含む納入物品すべてを対象とする。市が求める保証内容の詳細は、別紙３「保証内容詳細」のとおりであるが、同資料のうち保証対象外となっている項目等について、拡張して保証するものについては、加点とする。

（2） 保守管理

① （1)の修理または交換に際しては、修理にかかる技術工料、部品代金、技術者の出張料金、修理又は交換に通常必要と想定される車両費や工具等に係る費用は受託者の負担において行うこと。

② 防犯カメラ及びネットワークに関するサポート窓口(365日)を設置すること。

③ カメラ異常や通信異常などのトラブル発生時には、24時間以内に現地確認を行うなど、対応策を講じること。

（3）点検

設置年度である令和4年度を除き、令和5年度から令和12年度まで本市が指示する時期に、年度ごと１回昇柱し、①取付状況②日中、夜間それぞれ録画状態（ピント、画角、時刻、録画日数）③日時④防犯カメラの正常確認⑤清掃の点検業務を行うこと。

（4）その他

保守体制の詳細ついては提案書に記載すること。

3. 通信サービス等

（1） 防犯カメラの設置を行った場合、すみやかに通信サービス等の提供を行うこと。

（2） ただし、令和4年度の契約金額に含まれる通信サービス等の利用料は、令和５年２月１日(水)～令和５年３月31日(金)の期間分とする。